




| 頁               | 新  | 旧   |
|-----------------|--|---|
| 299<br>～<br>301 | <p><b>2. 特例（国庫金口座への振替納付）</b>の記述を一部削除</p> <p>2. 特例（国庫金口座への振替納付）<br/>貨物を輸入する者は、輸入（納税）申告をし又は特例申告をした<u>関税</u>について、金融機関に開設してある自己の預金口座から、国の国庫金口座に振替納付することができる。なお、この金融機関に開設してある自己の預金口座から国の国庫金口座へ振替納付する方法には、次の二つの方法がある。</p> <p style="text-align: center;"><u>表を削除</u></p> <p style="text-align: center;"><u>削除</u></p> <div style="border: 1px solid #FF69B4; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>Check! MPN を利用した電子納付の特色</b></p> <p>関税等納付に利用できる金融機関は、国税の収納を行う代理店であれば、郵便局を含め信用金庫であってもよく、また、関税等納付のための専用口座を必要としないので、預貯金の積増しなどを自由に行うことができる。</p> </div> <p style="text-align: center;">省略</p> <p style="text-align: center;"><u>（2）電子情報処理組織（NACCS）を使用した関税等納付専用口座からの振替納付を全削除</u></p> <p style="text-align: center;">省略</p> | <p>2. 特例（国庫金口座への振替納付）<br/>貨物を輸入する者は、輸入（納税）申告をし又は特例申告をした<u>関税</u>について、金融機関に開設してある自己の預金口座から、国の国庫金口座に振替納付することができる。なお、この金融機関に開設してある自己の預金口座から国の国庫金口座へ振替納付する方法には、次の二つの方法がある。</p> <div style="border: 1px solid #FF69B4; padding: 5px; margin: 10px 0; text-align: center;"> <p><b>国の国庫金口座への振替納付の方法</b></p> <p>① <u>マルチペイメントネットワーク（MPN）を利用した電子納付の方法</u></p> <p>② <u>電子情報処理組織（NACCS）を使用した関税等納付専用口座からの振替納付の方法</u></p> </div> <p><u>（1）マルチペイメントネットワーク（MPN）を利用した電子納付の方法</u><br/><u>マルチペイメントネットワーク（MPN）を利用した電子納付の方法</u>には、次の二つの方法がある。</p> <div style="border: 1px solid #FF69B4; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>Check! MPN を利用した電子納付の特色</b></p> <p>電子情報処理組織（NACCS）を使用した関税等納付のための専用預金口座からの振替納付の方法と異なり、関税等納付に利用できる金融機関は、関税等納付専用預金口座のある銀行に限らず、国税の収納を行う代理店であれば、郵便局を含め信用金庫であってもよく、また、関税等納付のための専用口座を必要としないので、預貯金の積増しなどを自由に行うことができる。</p> </div> <p style="text-align: center;">省略</p> <p><u>（2）電子情報処理組織（NACCS）を使用した関税等納付専用口座からの振替納付</u><br/><u>輸入者は、電子情報処理組織（NACCS）を使用して輸入（納税）申告をし、又は特例申告をした関税等について、電子情報処理組織を使用して、輸入者又は輸入者から代理通関を委任された通関業者が開設した関税等納付のための専用預金口座のある金融機関から振替納付を行う方法を選択した場合には、当該関税等納付のための専用預金口座から国庫金口座に振替納付することができる《NACCS法第4条第1 項、NACCS令第4条》。</u></p> <p style="text-align: center;">省略</p> |

| 頁   | 新  | 旧   |
|-----|--|---|
| 301 | <p><b>Check!</b> MPN 納付期日までに口座振替納付した場合と延滞税との関係の記述を削除</p> <p style="text-align: center;"><u>Check!</u>を削除</p>   | <p><b>Check!</b> MPN 納付期日までに口座振替納付した場合と延滞税との関係</p> <p>延滞税は、納税義務者が関税を法定納期限までに完納しなかった場合において、その未納（不足）関税額について法定納期限の翌日から当該未納関税額を納付する日までの日数に応じて課される《関税法第 12 条第 1 項》。したがって、電子情報処理組織を使用して納税申告をした輸入者（通関業者を含む。）が、関税等納付専用の預金口座のある金融機関から、納付期日までに全額を振替納付した場合には、納付書の送付の日に関税が完納されたことになるので、延滞税は課されない《NACCS 法第 4 条第 3 項》。</p> <p>しかし、関税等納付専用の預金口座のある金融機関から納付期日までに納付された関税額が、税関長から送付された納付書に記載された額よりも過少に納付された場合には、納付書の送付の日に関税が完納されなかったことになるので、その未納の関税額については、納付書の送付の日の翌日から当該未納関税額を納付する日までの日数に応じて延滞税が課される《NACCS 法第 4 条第 3 項》。</p> |
|     | <p>[6] 関税等納付の専用預金口座からの振替納付の記述を一部削除</p>   |   |
| 569 | <p>[6] <u>預金口座からの関税等の振替納付</u></p> <p>輸入者（輸入者から代理通関を委任された通関業者を含む。以下同じ。）は、電子情報処理組織を使用して輸入貨物に係る関税等の納付に関する申告を行った場合には、<u>預金口座のある金融機関から、当該納付申告（納税申告）に係る関税等を国庫金口座に振替納付することができる。</u></p> | <p>[6] <u>関税等納付の専用預金口座からの振替納付</u></p> <p>税関長は、輸入者（輸入者から代理通関を委任された通関業者を含む。以下同じ。）に電子情報処理組織を使用して輸入貨物に係る関税等の納付に関する申告を行わせた場合において、<u>関税等納付のための専用の預金口座のある金融機関（輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された電子計算機が設置されている金融機関に限る。）から、当該納付申告（納税申告）に係る関税等を国庫金口座に振替納付させることができる《NACCS法第4条》。</u></p>  |

| 頁   | 新  | 旧   |  |  |                   |  |  |  |  |   |   |   |    |    |  |                |  |  |                   |  |  |  |  |   |   |   |                                      |  |   |
|---|--|---|--|--|-------------------|--|--|--|--|---|---|---|----|----|--|----------------|--|--|-------------------|--|--|--|--|---|---|---|--------------------------------------|--|---|
| 570   | <p><b>【電子情報処理組織を使用して納税申告をした関税等の納付方法】</b>の記述を一部削除</p> <p><b>【電子情報処理組織を使用して納税申告をした関税等の納付方法】</b><br/>電子情報処理組織を使用して納税申告をした輸入者は、当該納税申告に係る関税の納付をする場合において、次の<u>三つ</u>の納付方法のいずれかを選択する《関法第9条の4》。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">原則<br/>(直接納付方法)</td> <td style="width: 45%;">                     輸入者は、金銭又は金銭に代えて法令証券に納付書を添えて、次の収納機関に直接納付する。<br/>                     ① 日本銀行(国税収納代理店(郵便局を含む。))<br/>                     ② その関税の収納を行う税関職員                 </td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3">特例(国庫金口座への振替納付方法)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">MPNを利用した輸入者の一般預金口座からの振替納付の方法<br/><br/>〔納付指示〕<br/>方式</td> <td>                     輸入者は、次により納付する。<br/>                     ① 輸入貨物の輸入(納税)申告のたびごとに、税関長に対して電子納付する旨を届け出る。<br/>                     ② 税関から輸入(納税)申告した貨物について納付情報の通知を受ける。<br/>                     ③ 納付情報の通知に基づいて、取引金融機関に対して、MPNのサービス(インターネットバンキング、ATM、携帯電話等)を利用して納付指図をし、一般預金口座から、国庫金口座に振替納付する。                 </td> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">                     税関長は、輸入者から領収証書(MPNの場合には取引金融機関から関税等振替納付通知)を受理しない限り、輸入を許可しない。                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">MPNを利用した輸入者の一般預金口座からの振替納付の方法<br/><br/>〔ダイレクト〕<br/>方式</td> <td>                     輸入者は、次により納付する。<br/>                     ① 輸入者、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社及び金融機関の三者間で、口座振替契約を締結する。<br/>                     ② 輸入申告時にリアルタイム口座振替方法を選択し、指定口座番号を入力する。<br/>                     ③ 税関から輸入者指定の金融機関に対し納付情報(口座番号及び税額等)を電子送付する。<br/>                     ④ 当該金融機関が、輸入者の一般預金口座から国庫金口座に関税額等を振替納付する。                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">削除</td> <td style="text-align: center;">削除</td> </tr> </table> | 原則<br>(直接納付方法)  | 輸入者は、金銭又は金銭に代えて法令証券に納付書を添えて、次の収納機関に直接納付する。<br>① 日本銀行(国税収納代理店(郵便局を含む。))<br>② その関税の収納を行う税関職員 |  | 特例(国庫金口座への振替納付方法) |  |  | MPNを利用した輸入者の一般預金口座からの振替納付の方法<br><br>〔納付指示〕<br>方式 | 輸入者は、次により納付する。<br>① 輸入貨物の輸入(納税)申告のたびごとに、税関長に対して電子納付する旨を届け出る。<br>② 税関から輸入(納税)申告した貨物について納付情報の通知を受ける。<br>③ 納付情報の通知に基づいて、取引金融機関に対して、MPNのサービス(インターネットバンキング、ATM、携帯電話等)を利用して納付指図をし、一般預金口座から、国庫金口座に振替納付する。 | 税関長は、輸入者から領収証書(MPNの場合には取引金融機関から関税等振替納付通知)を受理しない限り、輸入を許可しない。 | MPNを利用した輸入者の一般預金口座からの振替納付の方法<br><br>〔ダイレクト〕<br>方式 | 輸入者は、次により納付する。<br>① 輸入者、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社及び金融機関の三者間で、口座振替契約を締結する。<br>② 輸入申告時にリアルタイム口座振替方法を選択し、指定口座番号を入力する。<br>③ 税関から輸入者指定の金融機関に対し納付情報(口座番号及び税額等)を電子送付する。<br>④ 当該金融機関が、輸入者の一般預金口座から国庫金口座に関税額等を振替納付する。 | 削除 | 削除 | <p><b>【電子情報処理組織を使用して納税申告をした関税等の納付方法】</b><br/>電子情報処理組織を使用して納税申告をした輸入者は、当該納税申告に係る関税の納付をする場合において、次の<u>四つ</u>の納付方法のいずれかを選択する《関法第9条の4》。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">原則<br/>(直接納付方法)</td> <td style="width: 45%;">                     輸入者は、金銭又は金銭に代えて法令証券に納付書を添えて、次の収納機関に直接納付する。<br/>                     ① 日本銀行(国税収納代理店(郵便局を含む。))<br/>                     ② その関税の収納を行う税関職員                 </td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3">特例(国庫金口座への振替納付方法)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">MPNを利用した輸入者の一般預金口座からの振替納付の方法<br/><br/>〔納付指示〕<br/>方式</td> <td>                     輸入者は、次により納付する。<br/>                     ① 輸入貨物の輸入(納税)申告のたびごとに、税関長に対して電子納付する旨を届け出る。<br/>                     ② 税関から輸入(納税)申告した貨物について納付情報の通知を受ける。<br/>                     ③ 納付情報の通知に基づいて、取引金融機関に対して、MPNのサービス(インターネットバンキング、ATM、携帯電話等)を利用して納付指図をし、一般預金口座から、国庫金口座に振替納付する。                 </td> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">                     税関長は、輸入者から領収証書(MPNの場合には取引金融機関から関税等振替納付通知)を受理しない限り、輸入を許可しない。                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">MPNを利用した輸入者の一般預金口座からの振替納付の方法<br/><br/>〔ダイレクト〕<br/>方式</td> <td>                     輸入者は、次により納付する。<br/>                     ① 輸入者、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社及び金融機関の三者間で、口座振替契約を締結する。<br/>                     ② 輸入申告時にリアルタイム口座振替方法を選択し、指定口座番号を入力する。<br/>                     ③ 税関から輸入者指定の金融機関に対し納付情報(口座番号及び税額等)を電子送付する。<br/>                     ④ 当該金融機関が、輸入者の一般預金口座から国庫金口座に関税額等を振替納付する。                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電子情報処理組織を使用した輸入者の関税等納付専用口座からの振替納付の方法</td> <td>                     輸入者は、次により納付する。<br/>                     ① <u>税関長に対して輸入者が指定した電子情報処理組織の加入金融機関(NACCSの入出力装置が設置されている金融機関)に開設した関税等納付のための専用預金口座から振替納付することを申請する。</u><br/>                     ② <u>税関長から当該金融機関に対して納付書を電子送付する。</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                         税関長は、納付書を輸入者指定の金融機関に電子送付したときに、<br/>                         —また関税等は納付されていないが—当該納付書に記載した関税等の納付があったとみなして、<u>輸入を許可する。</u> </div>                     ③ <u>当該金融機関が、輸入者の関税等納付のための専用預金口座から自動的に国庫金口座に振替納付する。</u> </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">  </td> </tr> </table> | 原則<br>(直接納付方法) | 輸入者は、金銭又は金銭に代えて法令証券に納付書を添えて、次の収納機関に直接納付する。<br>① 日本銀行(国税収納代理店(郵便局を含む。))<br>② その関税の収納を行う税関職員 |  | 特例(国庫金口座への振替納付方法) |  |  | MPNを利用した輸入者の一般預金口座からの振替納付の方法<br><br>〔納付指示〕<br>方式 | 輸入者は、次により納付する。<br>① 輸入貨物の輸入(納税)申告のたびごとに、税関長に対して電子納付する旨を届け出る。<br>② 税関から輸入(納税)申告した貨物について納付情報の通知を受ける。<br>③ 納付情報の通知に基づいて、取引金融機関に対して、MPNのサービス(インターネットバンキング、ATM、携帯電話等)を利用して納付指図をし、一般預金口座から、国庫金口座に振替納付する。 | 税関長は、輸入者から領収証書(MPNの場合には取引金融機関から関税等振替納付通知)を受理しない限り、輸入を許可しない。 | MPNを利用した輸入者の一般預金口座からの振替納付の方法<br><br>〔ダイレクト〕<br>方式 | 輸入者は、次により納付する。<br>① 輸入者、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社及び金融機関の三者間で、口座振替契約を締結する。<br>② 輸入申告時にリアルタイム口座振替方法を選択し、指定口座番号を入力する。<br>③ 税関から輸入者指定の金融機関に対し納付情報(口座番号及び税額等)を電子送付する。<br>④ 当該金融機関が、輸入者の一般預金口座から国庫金口座に関税額等を振替納付する。 | 電子情報処理組織を使用した輸入者の関税等納付専用口座からの振替納付の方法 | 輸入者は、次により納付する。<br>① <u>税関長に対して輸入者が指定した電子情報処理組織の加入金融機関(NACCSの入出力装置が設置されている金融機関)に開設した関税等納付のための専用預金口座から振替納付することを申請する。</u><br>② <u>税関長から当該金融機関に対して納付書を電子送付する。</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                         税関長は、納付書を輸入者指定の金融機関に電子送付したときに、<br/>                         —また関税等は納付されていないが—当該納付書に記載した関税等の納付があったとみなして、<u>輸入を許可する。</u> </div> ③ <u>当該金融機関が、輸入者の関税等納付のための専用預金口座から自動的に国庫金口座に振替納付する。</u> |  |
| 原則<br>(直接納付方法)                                    | 輸入者は、金銭又は金銭に代えて法令証券に納付書を添えて、次の収納機関に直接納付する。<br>① 日本銀行(国税収納代理店(郵便局を含む。))<br>② その関税の収納を行う税関職員   |   |  |  |                   |  |  |  |  |   |   |   |    |    |  |                |  |  |                   |  |  |  |  |   |   |   |                                      |  |   |
| 特例(国庫金口座への振替納付方法)                                 |  |   |  |  |                   |  |  |  |  |   |   |   |    |    |  |                |  |  |                   |  |  |  |  |   |   |   |                                      |  |   |
| MPNを利用した輸入者の一般預金口座からの振替納付の方法<br><br>〔納付指示〕<br>方式  | 輸入者は、次により納付する。<br>① 輸入貨物の輸入(納税)申告のたびごとに、税関長に対して電子納付する旨を届け出る。<br>② 税関から輸入(納税)申告した貨物について納付情報の通知を受ける。<br>③ 納付情報の通知に基づいて、取引金融機関に対して、MPNのサービス(インターネットバンキング、ATM、携帯電話等)を利用して納付指図をし、一般預金口座から、国庫金口座に振替納付する。   | 税関長は、輸入者から領収証書(MPNの場合には取引金融機関から関税等振替納付通知)を受理しない限り、輸入を許可しない。 |  |  |                   |  |  |  |  |   |   |   |    |    |  |                |  |  |                   |  |  |  |  |   |   |   |                                      |  |   |
| MPNを利用した輸入者の一般預金口座からの振替納付の方法<br><br>〔ダイレクト〕<br>方式 | 輸入者は、次により納付する。<br>① 輸入者、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社及び金融機関の三者間で、口座振替契約を締結する。<br>② 輸入申告時にリアルタイム口座振替方法を選択し、指定口座番号を入力する。<br>③ 税関から輸入者指定の金融機関に対し納付情報(口座番号及び税額等)を電子送付する。<br>④ 当該金融機関が、輸入者の一般預金口座から国庫金口座に関税額等を振替納付する。  |   |  |  |                   |  |  |  |  |   |   |   |    |    |  |                |  |  |                   |  |  |  |  |   |   |   |                                      |  |   |
| 削除  | 削除   |   |  |  |                   |  |  |  |  |   |   |   |    |    |  |                |  |  |                   |  |  |  |  |   |   |   |                                      |  |   |
| 原則<br>(直接納付方法)                                    | 輸入者は、金銭又は金銭に代えて法令証券に納付書を添えて、次の収納機関に直接納付する。<br>① 日本銀行(国税収納代理店(郵便局を含む。))<br>② その関税の収納を行う税関職員   |   |  |  |                   |  |  |  |  |   |   |   |    |    |  |                |  |  |                   |  |  |  |  |   |   |   |                                      |  |   |
| 特例(国庫金口座への振替納付方法)                                 |  |   |  |  |                   |  |  |  |  |   |   |   |    |    |  |                |  |  |                   |  |  |  |  |   |   |   |                                      |  |   |
| MPNを利用した輸入者の一般預金口座からの振替納付の方法<br><br>〔納付指示〕<br>方式  | 輸入者は、次により納付する。<br>① 輸入貨物の輸入(納税)申告のたびごとに、税関長に対して電子納付する旨を届け出る。<br>② 税関から輸入(納税)申告した貨物について納付情報の通知を受ける。<br>③ 納付情報の通知に基づいて、取引金融機関に対して、MPNのサービス(インターネットバンキング、ATM、携帯電話等)を利用して納付指図をし、一般預金口座から、国庫金口座に振替納付する。   | 税関長は、輸入者から領収証書(MPNの場合には取引金融機関から関税等振替納付通知)を受理しない限り、輸入を許可しない。 |  |  |                   |  |  |  |  |   |   |   |    |    |  |                |  |  |                   |  |  |  |  |   |   |   |                                      |  |   |
| MPNを利用した輸入者の一般預金口座からの振替納付の方法<br><br>〔ダイレクト〕<br>方式 | 輸入者は、次により納付する。<br>① 輸入者、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社及び金融機関の三者間で、口座振替契約を締結する。<br>② 輸入申告時にリアルタイム口座振替方法を選択し、指定口座番号を入力する。<br>③ 税関から輸入者指定の金融機関に対し納付情報(口座番号及び税額等)を電子送付する。<br>④ 当該金融機関が、輸入者の一般預金口座から国庫金口座に関税額等を振替納付する。  |   |  |  |                   |  |  |  |  |   |   |   |    |    |  |                |  |  |                   |  |  |  |  |   |   |   |                                      |  |   |
| 電子情報処理組織を使用した輸入者の関税等納付専用口座からの振替納付の方法              | 輸入者は、次により納付する。<br>① <u>税関長に対して輸入者が指定した電子情報処理組織の加入金融機関(NACCSの入出力装置が設置されている金融機関)に開設した関税等納付のための専用預金口座から振替納付することを申請する。</u><br>② <u>税関長から当該金融機関に対して納付書を電子送付する。</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                         税関長は、納付書を輸入者指定の金融機関に電子送付したときに、<br/>                         —また関税等は納付されていないが—当該納付書に記載した関税等の納付があったとみなして、<u>輸入を許可する。</u> </div> ③ <u>当該金融機関が、輸入者の関税等納付のための専用預金口座から自動的に国庫金口座に振替納付する。</u>   |   |         |  |                   |  |  |  |  |   |   |   |    |    |  |                |  |  |                   |  |  |  |  |   |   |   |                                      |  |   |

| 頁          | 新  | 旧   |
|------------|--|---|
| 570<br>571 | <p>1. 関税納付等専用預金口座から振替納付するための納付書の送付、<br/> <u>Check!</u> 納付期日までに口座振替納付した場合と延滞税との関係</p> | <p>1. 関税納付等専用預金口座から振替納付するための納付書の送付<br/> <u>省略</u></p> <p>2. <u>みなし納付</u><br/> <u>省略</u></p> <p>3. <u>振替納付の関税に係る延滞税の特例、</u><br/> <u>省略</u></p> <p><u>Check!</u> 納付期日までに口座振替納付した場合と延滞税との関係<br/> <u>省略</u></p> |
|            | <p><u>右記全削除</u></p>  |   |

| 頁   | 新   | 旧   |
|-----|---|---|
| 598 | <b>第6章 外国為替及び外国貿易法 (4) 制裁</b> の記述を一部追加  |   |
|     | <p><b>(4) 制裁</b></p> <p>外為法においては、これらの輸出及び輸入の規制を担保するため、経済産業大臣は、<b>輸出の許可を受けないで貨物の輸出をした者</b>に対し、<b>3年</b>以内の期間を限り、輸出を行い、又は特定技術を外国において提供し、若しくは非居住者に提供することを目的とする取引や当該取引に関する特定記録媒体等の輸出若しくは外国において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術を内容とする情報の送信を行うことを<b>禁止</b>することができるほか、貨物の<b>輸出又は輸入</b>に関し、外為法、外為法に基づく<b>命令又は処分に違反した者</b>に対し、<u>1年以内（輸出承認又は輸入承認を要するとの閣議決定対応措置に違反した者（現在は、北朝鮮のみ）に対しては3年以内）の期間を限り、輸出又は輸入を行うことを禁止</u>することができる《外為法第53条第1項、第2項》。</p> <p><u>この輸出入の禁止の行政制裁を命じられた法人の個人である違反行為者（役員等）に対して、制裁の対象となった業務と同じ業務を営む別会社の当該業務を担当する役員等への就任の禁止及び同じ業務を個人業として新たに開始することを禁止</u>することができる《外為法第53条第3項、第4項》。</p> | <p><b>(4) 制裁</b></p> <p>外為法においては、これらの輸出及び輸入の規制を担保するため、経済産業大臣は、<b>輸出の許可を受けないで貨物の輸出をした者</b>に対し、<b>3年</b>以内の期間を限り、輸出を行い、又は特定技術を外国において提供し、若しくは非居住者に提供することを目的とする取引や当該取引に関する特定記録媒体等の輸出若しくは外国において受信されることを目的として行う電気通信による特定技術を内容とする情報の送信を行うことを<b>禁止</b>することができるほか、貨物の<b>輸出又は輸入</b>に関し、外為法、外為法に基づく<b>命令又は処分に違反した者</b>に対し、<u>1年以内の期間を限り、輸出又は輸入を行うことを禁止</u>することができる《外為法第53条》。</p> |